大阪府	関西電力株式会社及び電源開発株式会社
兵庫県	関西電力株式会社及び電源開発株式会社
奈良県	関西電力株式会社及び電源開発株式会社
和歌山県	関西電力株式会社及び電源開発株式会社
鳥取県	中国電力株式会社
島根県	中国電力株式会社
岡山県	中国電力株式会社及び電源開発株式会社
広島県	中国電力株式会社及び電源開発株式会社
山口県	中国電力株式会社
徳島県	四国電力株式会社及び電源開発株式会社
香川県	中国電力株式会社、四国電力株式会社及び電源開発株式会社
愛媛県	四国電力株式会社及び電源開発株式会社
高知県	四国電力株式会社及び電源開発株式会社
福岡県	九州電力株式会社及び電源開発株式会社
佐賀県	九州電力株式会社
長崎県	九州電力株式会社及び電源開発株式会社
熊本県	九州電力株式会社及び電源開発株式会社
大分県	九州電力株式会社
宮崎県	九州電力株式会社
鹿児島県	九州電力株式会社及び電源開発株式会社
沖縄県	沖縄電力株式会社及び電源開発株式会社

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、大阪電気通信産業合同労働組合から、賃金引上げ等の要求に関して、平成23年３月11日以降、同組合の組合員が従事する西日本電信電話株式会社、株式会社ＮＴＴ西日本―関西、株式会社ＮＴＴ西日本―ホームテクノ関西及びテルウェル西日本株式会社の全職場（京都府、大阪府及び兵庫県）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

平成23年３月９日

厚生労働大臣　細川　律夫

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、全日本赤十字労働組合連合会から、賃金引き上げ等の要求に関して、平成23年３月17日以降、同組合の組合員が従事する別表に掲げる全職場（北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、福島県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、富山県、石川県、山梨県、長野県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、島根県、広島県、山口県、香川県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、鹿児島県及び沖縄県）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

平成23年３月９日

厚生労働大臣　細川　律夫

別表

北海道	旭川赤十字病院、伊達赤十字病院、釧路赤十字病院、北見赤十字病院、栗山赤十字病院、北海道赤十字血液センター室蘭出張所及び北海道函館赤十字血液センター
青森県	八戸赤十字病院
岩手県	盛岡赤十字病院
宮城県	石巻赤十字病院
秋田県	秋田赤十字病院、秋田県赤十字血液センター及び秋田県赤十字血液センター広小路出張所
福島県	福島赤十字病院
埼玉県	さいたま赤十字病院、深谷赤十字病院、埼玉県赤十字血液センター及び埼玉県赤十字血液センター伊奈出張所
千葉県	成田赤十字病院
東京都	日本赤十字社医療センター、日本赤十字社医療センター附属乳児院、武蔵野赤十字病院及び大森赤十字病院
神奈川県	津久井赤十字病院
富山県	富山赤十字病院及び日本赤十字社富山県支部受託富山県立乳児院
石川県	金沢赤十字病院
山梨県	山梨赤十字病院
長野県	松本赤十字乳児院、長野県赤十字血液センター、長野赤十字病院、諏訪赤十字病院、安曇野赤十字病院、川西赤十字病院及び下伊那赤十字病院
三重県	山田赤十字病院及び山田赤十字老人保健施設
滋賀県	大津赤十字病院、大津赤十字志賀病院、長浜赤十字病院、滋賀県赤十字血液センター及び滋賀県赤十字血液センター長浜出張所
京都府	京都第一赤十字病院及び京都第二赤十字病院
大阪府	大阪赤十字病院、大阪赤十字病院附属大手前整肢学園及び高槻赤十字病院
兵庫県	神戸赤十字病院、神戸赤十字病院附属須磨診療所、兵庫県赤十字血液センター、兵庫県赤十字血液センター三宮出張所、兵庫県赤十字血液センター三宮センター街出張所、兵庫県赤十字血液センター運転免許試験場出張所、兵庫県赤十字血液センター尼崎出張所及び兵庫県赤十字血液センター姫路出張所
和歌山県	日本赤十字社和歌山医療センター及び和歌山県赤十字血液センター田辺出張所
島根県	松江赤十字乳児院、松江赤十字病院及び益田赤十字病院
広島県	広島赤十字・原爆病院、庄原赤十字病院、広島県赤十字血液センター、広島県赤十字血液センター本通出張所、広島県赤十字血液センター福山出張所及び広島県赤十字血液センター福山供給出張所
山口県	山口赤十字病院
香川県	高松赤十字病院
高知県	高知赤十字病院、高知県赤十字血液センター及び高知県赤十字血液センター本町出張所
福岡県	福岡赤十字病院
佐賀県	唐津赤十字病院
長崎県	日本赤十字社長崎原爆病院及び日本赤十字社長崎原爆諫早病院
大分県	大分赤十字病院
鹿児島県	鹿児島赤十字病院
沖縄県	沖縄赤十字病院

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、京都医療労働組合連合会から、賃金引き上げ等の要求に関して、平成23年３月16日以降、同組合の組合員が従事する別表に掲げる全職場（京都府及び兵庫県）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

平成23年３月９日

厚生労働大臣　細川　律夫

別表

京都府	日本赤十字社京都第一赤十字病院、日本赤十字社京都第二赤十字病院、全社連社会保険京都病院、社会福祉法人京都社会事業財団京都桂病院、社会福祉法人京都社会事業財団訪問看護ステーション「桂」、社会福祉法人京都博愛会博愛会病院、社会福祉法人京都博愛会冨田病院、社会福祉法人京都博愛会訪問看護ステーションはくあい、社会医療法人西陣健康会堀川病院、社会医療法人西陣健康会クリニックほりかわ、社会医療法人西陣健康会正親診療所、社会医療法人西陣健康会出町診療所、社会医療法人西陣健康会北野診療所、社会医療法人西陣健康会出町訪問看護ステーション、医療法人健康会京都南病院、医療法人健康会新京都南病院、医療法人健康会第二南診療所、医療法人健康会内浜診療所、医療法人健康会せんぼん診療所、医療法人健康会西京極診療所、医療法人健康会三栖診療所、医療法人健康会伏見診療所、医療法人健康会訪問看護ステーションみなみ、医療法人健康会訪問看護ステーションぬくもりの里、社会福祉法人京都社会事業財団西陣病院、社会医療法人和交会太秦病院、社会医療法人和交会うずまさ診療所、社会医療法人和交会京都統合医療センター、社会医療法人和交会訪問看護ステーション嵯峨野、財団法人日本バプテスト連盟医療団総合病院日本バプテスト病院、洛西ニュータウン病院、財団法人療道協会西山病院、医療法人栄仁会宇治黄檗病院、医療法人栄仁会新田辺診療所、医療法人栄仁会京都駅前メンタルクリニック、医療法人栄仁会おうばく駅前内科クリニック、医療法人栄仁会訪問看護ステーションおうばく、医療法人栄仁会訪問看護ステーションそうらく、医療法人栄仁会訪問看護ステーション京たなべ、医療法人財団美山健康会美山診療所、医療法人財団美山健康会宮島診療所、医療法人医誠会京都ルネス病院、医療法人医誠会訪問看護ステーション「コスモス」、医療法人福知山もみじヶ丘病院、財団法人丹後中央病院、医療法人財団宮津康生会宮津武田病院、医療法人三青園丹後ふるさと病院、京都医療生活協同組合中野眼科、京都医療生活協同組合四条診療所、京都医療生活協同組合河原町診療所、京都医療生活協同組合駅前診療所、財団法人京都工場保健会診療所、財団法人京都工場保健会診療所宇治支所、財団法人京都工場保健会御池保健センター、財団法人京都工場保健会壬生保健センター、財団法人京都予防医学センター、財団法人京都予防医学センター丹後支所、浅田鳥羽健診クリニック、社団法人京都微生物研究所、社団法人京都微生物研究所舞鶴支所、社団法人京都微生物研究所福知山支所、株式会社血液研究所、株式会社血液研究所舞鶴支所、待鳳診療所、待鳳歯科診療所、上賀茂診療所、かも川診療所、紫野診療所、みつばち薬局待鳳店、みつばち薬局紫野店、医療法人葵会総合